

第1号訪問事業（現行の介護予防訪問介護相当サービス）に係る

重要事項説明書

当事業所は、ご利用者に対して第1号訪問事業（現行の介護予防訪問介護相当サービス）を提供するに当たり、事業所の概要、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人 金太郎の家
- 2) 所在地 出雲市斐川町学頭1511番地1
- 3) 代表者 理事長 阿食 かをる
- 4) 電話番号 0853-72-5110
- 5) 設立日 平成 26年 1月 30日

2. 事業所

- 1) 種類 第1号訪問事業（現行の介護予防訪問介護相当サービス）
島根県指定事業所番号 3270402401
- 2) 名称 デイサービス 金太郎の家
- 3) 目的 当事業所は、介護保険法に基づく第1号訪問事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要支援状態になった利用者に対して、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持、若しくは改善を図り、適正な第1号訪問事業のサービス（現行の介護予防訪問介護相当サービス）（以下「訪問型サービス」という）の提供を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指します。
- 4) 所在地 出雲市斐川町学頭1510番地2
- 5) 電話番号 0853-72-5110・0853-31-4832（直通）
- 6) 開設日 平成 26年 4月 1日
- 7) 運営方針 イ) 事業所の訪問介護員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った事業のサービスの提供に努めます。
ロ) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況、要望及びその置かれている環境等を踏まえて、必要に応じその特性に対応したサービスの提供を行います。
ハ) 訪問型サービスについては、その質の評価をおこない、その改善を図ります。
- 8) 管理者 竹内 淳子

3、実施地域 出雲市

4、職員の配置

訪問型サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職 種	職 務 の 内 容	(兼務)
管 理 者	事業所の従業員の管理及び業務の管理	1 名 (兼務)
サービス提供責任者	個別サービス計画書の作成・利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理	2 名
訪 問 介 護 員	個別サービス計画書に基づき訪問型サービスの提供	21 名

5、営業日及び営業時間

- 1) 営 業 日 毎週 月・火・水・木・金・土曜日
(但し、利用者の要望がある場合には、適宜対応する。)
- 2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分まで

6、提供するサービス

1) 対象となるサービス

- ・訪問型サービスは、個別サービス計画書に基づき、指定時間帯に、選択されたサービスを提供するものとします。
- ・起床介助、就寝介助、排泄介助、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、身体整容、入浴介助、食事介助、水分摂取、服薬介助、移乗・移動介助、体位交換、掃除、ゴミ出し、洗濯、調理、ベットメイク、衣服の整理、買い物、薬の受け取り

訪問型サービスは、自立支援の観点から、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。

3) 介護保険の給付対象とならないサービス

利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し
主として利用者が使用する居室以外の掃除
来客の応接（お茶、食事の手配など）
お客様不在時の留守番 自家用車の洗車・清掃
草むしり・花木の水遣り ペットの世話（犬の散歩など）
家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
室内外家屋の修理、ペンキ塗り
園芸（植木の剪定など）
特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）

4) サービス利用料金

①基本額

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

	利用料金 (1ヶ月に付き)	お客様負担(1割) (1ヶ月に付き)	お客様負担(2割) (1ヶ月に付き)	お客様負担(3割) (1ヶ月に付き)

訪問型サービス費（Ⅰ） ※週に1回程度訪問する場合	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
訪問型サービス費（Ⅱ） ※週に2回程度訪問する場合	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問型サービス費（Ⅲ） ※週に2回程度を超える回数を訪問する場合	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円
初回加算	200 円		400 円	600 円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1ヶ月につき利用料×13.7%		利用料× 13.7%×2	利用料×13.7% ×3
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月につき利用料×6.3%		利用料×6.3% ×2	利用料×6.3%× 3

②交通費

- ・通常のサービス提供実施地域 → 無料

③水道代・ガス代

お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガスを利用した場合、その代金は利用者の実費負担となります。

④電話代

利用者のご自宅で、サービス実施のためにやむを得ず電話を利用した場合、その代金は利用者の実費負担となります。

⑤その他

介護保険が適用されないサービスを利用する場合、利用者の全額自己負担となります。

4) 利用料金のお支払い方法

1ヶ月ごとに料金の合計額を計算し、翌月15日までに利用者に請求します。ご利用者は、その請求金額を20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

1. 現金払い
2. 指定口座への振込(山陰合同銀行・JA しまね)
3. 自動振替 (山陰合同銀行・JA しまね)

5) 利用の中止・変更・追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により訪問型サービスの利用を中止する場合は、サービス提供日の前日までにご連絡ください。変更もしくは新たなサービスの利用を追加する場合には、担当介護支援専門員にご相談の上ご連絡下さい。
- ② サービス利用の変更、追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況により、希望する日にサービスの提供ができない場合もあります。

7. サービス担当者会等での個人情報の取り扱いについて

事業者及び従業者は、個別サービス計画書作成のため、又は居宅介護支援事業者等への情報提供のため、サービス担当者会議等にて、ご利用者等の個人情報を用いることがあります。但し、その場合、事前の同意を文書により得た上でいき、また、用いる個人情報は必要最小限のものとし、関係者以外に漏洩しません。

8. 緊急時における対応について

1) 事業所の従業者は、サービスの提供中に事故、利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに利用者の家族へ連絡をとり、必要に応じて主治医又はあらかじめ定めた協

